

別表
都市公園内体育施設関係

平成31年4月1日施行

区分 施設名		1 市、または、教育委員会が直接使用するとき			2 市内の各小・中学校が教育課程に基づき授業・学校行事として使用する時			3 市、または、教育委員会が共催・後援を許可したもので特に必要と認められたもの			4 左記事項のほか、市長が特に必要と認められたもの			備考
		A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
八橋運動公園	陸上競技場	免除	免除	免除	免除	免除	全額徴収	5割減	全額徴収	全額徴収	市長がそのつど決定する			A 競技場使用料 (諸室・用具含む) B 設備等使用料 (放送設備・音響・大型映像装置・冷暖房含む) C 照明等使用料
	硬式野球場	免除	免除	—	免除	免除	—	5割減	全額徴収	—				
	球技場 第2球技場	免除	免除	免除	免除	免除	全額徴収	5割減	全額徴収	全額徴収				
	テニスコート	免除	—	免除	免除	—	全額徴収	5割減	—	全額徴収				
	相撲場	免除	—	—	免除	—	—	5割減	—	—				
	多目的グラウンド	免除	—	免除	免除	—	全額徴収	5割減	—	全額徴収				
古川町街区公園 土崎市民グラウンド	免除	—	免除	免除	—	全額徴収	5割減	—	全額徴収					
光沼近隣公園 アリーナ・テニスコート	免除	—	免除	免除	—	全額徴収	5割減	—	全額徴収					
一つ森公園弓道場	免除	—	—	免除	—	—	5割減	—	—					
北野田公園 アリーナ・テニスコート	免除	免除	免除	免除	免除	全額徴収	5割減	全額徴収	全額徴収					

スポーツ施設条例関係

区分 施設名		1 市、または、教育委員会が直接使用するとき			2 市内の各小・中学校が教育課程に基づき授業・学校行事として使用する時			3 市、または、教育委員会が共催・後援を許可したもので特に必要と認められたもの			4 左記事項のほか、市長が特に必要と認められたもの			備考
		A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
市立体育館 茨島体育館 河辺体育館 雄和体育館 雄和南体育館	市立体育館	免除	免除	免除	免除	免除	全額徴収	5割減	全額徴収	全額徴収	市長がそのつど決定する			A 競技場使用料 (諸室・用具含む) B 設備等使用料 (放送設備・音響・冷暖房含む) C 照明等使用料
	茨島体育館	免除	免除	免除	免除	免除	全額徴収	5割減	全額徴収	全額徴収				
河辺体育館	免除	免除	免除	免除	免除	全額徴収	5割減	全額徴収	全額徴収					
雄和体育館	免除	免除	免除	免除	免除	全額徴収	5割減	全額徴収	全額徴収					
雄和南体育館	免除	免除	免除	免除	免除	全額徴収	5割減	全額徴収	全額徴収					
勝平屋内ゲートボール場	免除	—	免除	免除	—	全額徴収	5割減	—	全額徴収					
勝平市民グラウンド	免除	—	免除	免除	—	全額徴収	5割減	—	全額徴収					
河辺岩見三内野球場	免除	—	—	免除	—	—	5割減	—	—					
河辺和田野球場	免除	—	—	免除	—	—	5割減	—	—					
河辺戸島野球場	免除	—	—	免除	—	—	5割減	—	—					
スポパークかわべ	免除	—	—	免除	—	—	5割減	—	—					
雄和新波野球場	免除	—	—	免除	—	—	5割減	—	—					
雄和花の森野球場	免除	—	—	免除	—	—	5割減	—	—					
雄和花の森テニスコート	免除	—	免除	免除	—	全額徴収	5割減	—	全額徴収					